



県電設協

低圧電気の取扱い学ぶ

19人が特別教育修了

熊本県電設業協会(岩崎裕会長)は24日、熊本市流通情報会館で低圧電気取扱い業務特別教育を開催した。会員企業の電気業務従事者19人が7時間の規定教育を修了した。

講師で泰明電機の石坂敏明社長が低圧電気や安全作業用具の基礎知識、

活線作業の方法、関係法令などを講義した。石坂社長は、感電について「どのくらいの大きさの電流がどのくらいの時間身体に流れたかで被害の程度が左右される」と説明し、「作業は停電して行うのが基本だが、安全防具などの対策をして自分の身を守ってほしい」と訴えた。

低圧(交流600V以下、直流750V以下の電圧)の電気については、その取り扱い業務を行う場合、経済産業省の電気工事士の資格取得者であっても厚生労働省の労働安全衛生法に基づく特別教育の修了が必要となっている。